

「協働のまちづくり地域交付金」の事業を募集します

～「地域」のことを「地域」で話し合い「地域」で実践する活動を支援します～

1 交付金制度の概要

「協働のまちづくり地域交付金制度」は、協働のまちづくりを進めるとともに、地域住民の創意と工夫による自主的な地域活動を支援し、住み良い地域をつくるため、新たに創設された制度です。

2 事業の内容

地域資源や地域課題に主体的にかかわり、自分たちで解決しようとする公益的な活動を支援します。



取組事業のイメージ

- ①地域の課題解決に向けた主体的な取り組み
- ②地域の伝統・文化を継承する取り組み
- ③地域の人や物などの素材を生かした取り組み
- ④団体同士の連携や協働の取り組み
- ⑤身近な公共サービスを創造・提供する取り組み
- ⑥地域住民の声を集約して皆で実践する取り組み

対象とならない事業

- ①国、県または市などの補助金の交付対象となっている事業、または対象となる事業。
- ②事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ③団体の運営を目的とする事業
- ④政治活動、宗教活動または営利を目的とした事業
- ⑤その他、補助事業として適当でないと認められる事業

対象経費の主な例（団体の運営経費・人件費・備品購入費などは対象とはなりません）

事業区分	対象となる経費	対象とならない経費
人件費	講師などへの謝金	会員や参加者の謝礼（旅費、日当含む）
需用費	消耗品費（事務用品など）燃料費（ガソリンなど）	飲食費、事務所の光熱水費など
委託料	事業の一部委託費	事業の一括委託費
借り上げ料	レンタル機材などの借上料	会員所有の車両および機材の借上料
原材料費	木材などの材料購入費	

※申請された事業は、総合支所に設置する「地域づくり委員会」で検討や評価を行います。

3 事業費

町域ごとに100万円 ※提案事業に対し予算の範囲内で交付金を交付します。

4 申請方法

各総合支所に備え付けてある事業申請書に記入の上、各総合支所の地域生活課まで提出してください。また、申請する場合は、記入方法や事業内容・申込方法などについて説明しますので、事前にご相談ください。

5 申込期限

6月30日（水）まで

申請から活動報告までの大まかな流れ



【問い合わせ】 各総合支所地域生活課
企画部市民活動支援課 市民協働推進係 ☎ 0220 (22) 2173

産業・文化・観光の発展に大きく前進

登米東和インターチェンジが開通！

—昨年3月の三陸縦貫自動車道登米IC（インターチェンジ）の供用開始に続き、これまで着々と整備が進められてきた登米ICから登米東和IC間の5.0kmが3月22日の午後3時に供用開始されました。

今回の開通によって、沿線地域産業・経済の発展や文化交流、救急医療時の緊急アクセス、防災ネットワークの形成などが一層深まり、さまざまな面での活性化が大いに期待されます。



■三陸自動車道「フリーウォーキング」&「開通式」



①登米から東和まで景色を楽しみながら三陸道をウォーキングする参加者
②新米谷大橋の上で記念写真を撮影
③式典参加者全員で登米東和ICの開通を祝い万歳三唱

開通前々日の3月20日に、開通記念イベント「ハイウェイフリーウォーキング」が開催され、大勢の人が参加しました。コースは三陸縦貫自動車道登米ICから、新米谷大橋までの約3.5kmコースと登米東和ICまでの約5kmコースの2コースが準備され、参加者は三陸道からの景色とウォーキングを楽しみました。

また、3月22日には登米東和ICが正式に開通。当日は強風が吹く悪天候のため、中田総合体育館で式典やイベントが開催されました。待望のテープカットでは、大勢の来賓や関係者が見守る中、各代表者によってテープにはさみが入られると、会場は完成を祝う華やかな雰囲気になりました。

登米市の魅力をCMで発信してみませんか

2010みやぎふるさとCM大賞

「ふるさとCM」作品大募集

ふるさとの魅力を織り込んだCMで、県内外に広く地元をPRする「みやぎふるさとCM大賞」が毎年東日本放送の主催で開催されています。テーマは、ふるさと「登米市」の魅力、地域の情報、地域の自慢など、なんでもOKです。作品は入賞状況に応じて東日本放送で無料放送されます。皆さんのアイデアあふれる、「ふるさとCM」のご応募をお待ちしています。



【昨年度の審査会の様子】
登米ICと油麩井をモチーフに、ふるさと登米市の魅力をPRしました

【応募点数】 10作品（応募多数の場合は、地域バランスや応募内容により審査します）

【作品の内容】 市の魅力を表現した30秒の未発表の作品

【作品企画】 家庭用ビデオ（DV・DVカム・HDV）、業務用ビデオ（βカム・HDカム・D2）
※そのほか、制作に当たっての注意事項は、応募の申し込みの際にお渡しします。

【応募資格】 市内に在住する人や団体（映像制作を職業としている人や団体は除きます）。

【著作権】 作品の著作権は市に帰属します。また、応募作品の放送に関する著作権は東日本放送に帰属します。

【応募方法】 7月30日（金）までに、①氏名（団体の場合は団体名と代表者氏名）②住所、③電話番号、④職業または学校名、⑤作品タイトル（仮称可）、⑥作品の大まかな内容を任意の用紙に記入の上、直接または電子メールでお申し込みください。

【応募期限】 作品は、10月1日（金）までに総務部市長公室広報広聴係まで提出してください。

【申し込み・問い合わせ】 総務部市長公室 広報広聴係 ☎ 0220 (22) 2090 ✉ koho@city.tome.miyagi.jp
※昨年入賞した全作品は、東日本放送のホームページで見ることができます。